

歯学系大学院一覧（令和6年度）

▼博士課程（修業年限4年：博士（歯学）の学位を授与する専攻）

大学名		研究科等名	専攻名	入学 定員	学位の名称	修業 年限	14条 特例
1	北海道大学	歯学院	口腔医学	40	博士（歯学）	4	○
2	東北大学	歯学研究科	歯科学専攻	42	博士（歯学）	4	○
3	東京科学大学	医歯学総合研究科	医歯学専攻	181	博士（医学）、博士（歯学）、博士（数理医科学）、博士（学術）	4	○
4	新潟大学	医歯学総合研究科	口腔生命科学専攻	28	博士（歯学）、博士（学術）	4	○
5	大阪大学	歯学研究科	口腔科学専攻	40	博士（歯学）	4	
6	岡山大学	医歯薬学総合研究科	医歯薬学専攻	128	博士（歯学）、博士（学術）	4	○
7	広島大学	医系科学研究科	医歯薬学専攻	27	博士（歯学）、博士（学術）	4	○
8	徳島大学	口腔科学研究科	口腔科学専攻	18	博士（歯学）、博士（学術）	4	○
9	九州大学	歯学府	歯学専攻	43	博士（歯学）、博士（学術）、博士（臨床歯学）	4	○
10	長崎大学	医歯薬学総合研究科	医療科学専攻	60	博士（医学）、博士（歯学）、博士（薬学）、博士（学術）	4	○
			新興感染症病態制御学系専攻	20		4	○
			放射線医療科学専攻	5		4	○
11	鹿児島大学	医歯学総合研究科	健康科学専攻	19	博士（医学）、博士（歯学）、博士（学術）	4	○
			先進治療科学専攻	31		4	○
国立大学 計				682			
12	九州歯科大学	歯学研究科	歯学専攻	25	博士（歯学）	4	○
公立大学 計				25			
13	北海道医療大学	歯学研究科	歯学専攻	18	博士（歯学）	4	○
14	岩手医科大学	歯学研究科	歯学専攻	18	博士（歯学）	4	○
15	奥羽大学	歯学研究科	歯学専攻	18	博士（歯学）	4	
16	明海大学	歯学研究科	歯学専攻	18	博士（歯学）	4	
17	東京歯科大学	歯学研究科	歯学専攻	34	博士（歯学）	4	
18	昭和大学	歯学研究科	歯学専攻	22	博士（歯学）	4	○
19	日本大学	歯学研究科	歯学専攻	30	博士（歯学）	4	○
20	日本大学(松戸)	松戸歯学研究科	歯学専攻	30	博士（歯学）	4	
21	日本歯科大学	生命歯学研究科	歯科基礎系専攻	9	博士（歯学）	4	
			歯科臨床系専攻	9		4	
22	日本歯科大学(新潟)	新潟生命歯学研究科	生命歯学専攻	18	博士（歯学）	4	
23	神奈川歯科大学	歯学研究科	歯学専攻	18	博士（歯学）	4	○
24	鶴見大学	歯学研究科	歯学専攻	18	博士（歯学）	4	○
25	松本歯科大学	歯学独立研究科	口腔疾患制御再建学専攻	18	博士（歯学）、博士（臨床歯学）、博士（学術）	4	○
26	朝日大学	歯学研究科	歯学専攻	18	博士（歯学）	4	
27	愛知学院大学	歯学研究科		18	博士（歯学）	4	
28	大阪歯科大学	歯学研究科	歯科基礎系専攻	12	博士（歯学）	4	
			歯科臨床系専攻	18		4	
29	福岡歯科大学	歯学研究科	歯学専攻	18	博士（歯学）	4	
私立大学 計				362			

国公立大学 合計	1,069
----------	-------

▼博士課程（修業年限 3 年・博士後期課程）、修士課程（博士前期課程）

大学名		研究科等名	専攻名	入学 定員	学位の名称	修業 年限	14条 特例
1	東北大学	歯学研究科	歯科学専攻	8	修士（口腔科学）	2	○
2	東京科学大学	医歯学総合研究科	医歯理工保健学	107	修士（医科学）、修士（歯科学）、修士（口腔保健学）、 修士（理学）、修士（工学）、修士（保健学）	2	
			医歯理工保健学（医療管理学）	5	修士（医療管理学）	1	○
			医歯理工保健学（医療政策学）	10	修士（医療政策学）	2	○
			医歯理工保健学（グローバルヘル スリーダー養成コース）	9	修士（グローバル健康医学）	2	
3	新潟大学	医歯学総合研究科	口腔生命福祉学専攻	3	博士（口腔保健福祉学）、博士（学術）	3	○
				6	修士（口腔保健福祉学）	2	○
4	岡山大学	医歯薬学総合研究科	医歯科学専攻	20	修士（歯科学）、修士（学術）	2	○
5	徳島大学	口腔科学研究科	口腔保健学専攻	2	博士（口腔保健学）、博士（学術）	3	○
				5	修士（口腔保健学）	2	○
6	九州大学	歯学府	口腔科学専攻	6	修士（口腔科学）	2	
国立大学 計				181			
7	九州歯科大学	歯学研究科	口腔保健学専攻	3	修士（口腔保健学）	2	○
公立大学 計				3			
国立・公立大学 合計				184			

注）14条特例とは、大学院設置基準第14条に定める夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる課程である。
(文部科学省医学教育課調べ)